



2022年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社ムゲンエースター
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 進一
(コード番号：3299 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 大久保 明
(TEL. 03-6665-0581)

株式報酬型ストックオプションの内容変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2015年3月27日開催の第25回定時株主総会にて承認された取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションの発行条件等の変更について、2022年3月25日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

2021年11月12日にお知らせいたしましたとおり、当社を取り巻く経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を推進することを目的として、執行役員制度を導入しております。2015年3月27日開催の第25回定時株主総会にて承認された株式報酬型ストックオプションの内容(6)において、行使の条件として「当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できる」旨定められておりますが、執行役員制度導入に伴い取締役が執行役員に就任した場合においては執行役員の退任時に行使することができるよう変更を行うものであります。

2. 変更内容(変更箇所には下線を付して表示しております。)

変更前	変更後
(6) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社又は当社子会社の <u>取締役又は監査役</u> の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できるものといたします。その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものといたします。	(6) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社又は当社子会社の <u>取締役、監査役又は執行役員</u> の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できるものといたします。その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものといたします。

第32回定時株主総会において、第6号議案「株式報酬型ストックオプションの内容変更の件」が承認可決された場合、既に発行された2015年から2021年までの各新株予約権の発行要領における新株予約権行使の条件も変更されるものとし、あわせて各新株予約権の割当先との間で速やかに、各新株予約権の変更内容を反映させるべく、それぞれの新株予約権割当契約書に定める方式に従い、所定の手続きを行う予定であります。なお、現在の取締役（社外取締役を除く）は5名であり、第32回定時株主総会において、第3号議案「取締役4名選任の件」が原案通り承認可決されますと、2名（社外取締役を除く）となります。

以 上